保護者 様

湖西市教育委員会教育長

インフルエンザによる出席停止の手続き変更について

令和元年 12 月 1 日より 園児、児童生徒及び保護者、医療機関の負担軽減のため、 市内の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校ではインフルエンザによる出席停 止の手続きが変更されます。

主な変更点は、学校(園)が発行していたインフルザの「感染症等通知書」「感染症等証明書」が廃止され、インフルエンザ診断時に医療機関から罹患証明書が発行されるようになります。(下記参照)

なお、手続きの変更はインフルエンザに罹患した場合のみで、他の感染症の出席停止は、従来どおりの対応となります。

記

<新たな手続き方法>

医療機関でインフルエンザと診断されたら、

|様式1 「インフルエンザ罹患証明書」||を医療機関で発行していただく。

保護者は学校(園)にインフルエンザと診断されたことを連絡する。

様式1「インフルエンザ経過報告書」※罹患証明書の下段に体温を記入していく。

出席停止期間が終わったら、様式1をもって登校(園)する

- ※従来の解熱後の医師の診断は不要です。
- ※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけを受診してください。
- ※県内の医療機関には様式1「インフルエンザ罹患証明書」が用意されています。
- ※**県外の医療機関を受診した場合は、学校へ連絡し、「インフルエンザ治癒報告書」 を学校へもらいに行ってください。**なお、「インフルエンザ治癒報告書」は、湖西市 学校教育課のホームページからもダウンロードできます。
- ※不明な点は学校(園)にお問い合わせください。
- ※医療機関によって文書料がかかる場合があります。